

鳥取県行政書士等懲戒処分事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、行政書士及び行政書士法人に対する懲戒処分に係る事務に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、行政書士法（昭和26年法律第4号。以下「法」という。）で使用する用語の例による。

(懲戒処分請求への対応)

第3条 政策法務課の職員は、法第14条の3第1項の規定に基づく事実の通知及び措置の請求（以下「懲戒処分請求」という。）があったときは、当該懲戒処分請求を行った者（以下「請求者」という。）に対し、当該懲戒処分請求に係る措置の結果についての通知を求めるかどうかを確認するものとする。ただし、請求者の所在が匿名その他の理由により分からぬときは、この限りでない。

- 2 政策法務課の職員は、前項の規定により請求者が通知を求めるときは、請求者に対し住所、氏名等通知に必要な情報を提供するよう求めるものとする。
- 3 政策法務課長は、懲戒処分請求があったときは、鳥取県行政書士会（以下「書士会」という。）にその旨を通知するものとする。

(懲戒調査)

第4条 総務部長は、懲戒処分請求があったときは、速やかに法第14条の3第2項の調査（以下「懲戒調査」という。）を行うものとする。

- 2 懲戒調査は、懲戒処分請求を受けた行政書士又は行政書士法人（以下「懲戒対象行政書士等」という。）から、当該懲戒処分請求に係る通知された事実についての報告及び資料の提出を求めることにより行うものとする。
- 3 総務部長は、通知された事実の確認のため必要と認めるときは、前項の規定に基づく報告及び資料の提出に加え、書士会を通じての調査又は懲戒対象行政書士等からの実地での聴取りを行うものとする。
- 4 前項の書士会を通じての調査は、様式第1号を用いて行うものとする。
- 5 政策法務課長は、懲戒調査並びに第3項の調査及び聴取りにおいて犯罪に該当する事実があると思料するときは、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第239条第2項の規

定に基づき告発するものとする。

(懲戒処分の基準)

第5条 総務部長は、別表に定める基準（以下「懲戒基準」という。）に従い、懲戒処分（法第14条並びに第14条の2第1項及び第2項に掲げる処分をいう。以下同じ。）を行うものとする。

2 総務部長は、懲戒処分の対象となる事件（以下「懲戒事件」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、懲戒基準から加重した懲戒処分を行うものとする。

- (1) 今回の懲戒事件前に懲戒処分を受けた行政書士又は行政書士法人に係る懲戒事件
(当該懲戒処分の日から3年を経過しているものを除く。)
- (2) 2回以上又は長期間にわたる懲戒事件
- (3) 総務部長が職業倫理に特に反すると認めた懲戒事件
- (4) 総務部長が態様が悪質であると認めた懲戒事件

3 総務部長は、事情を勘案して特に必要と認めるとときは、懲戒基準から軽減した懲戒処分（当該懲戒処分の免除を含む。）を行うものとする。

4 総務部長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第1項の規定による懲戒処分を留保することができるものとする。

- (1) 懲戒事件に係る事実認定が争われている事件が裁判所に係属している場合
- (2) 前項に該当する場合
- (3) 懲戒処分を留保する事情があると認めた場合

(聴聞の通知)

第6条 懲戒処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条第1項の通知は、聴聞通知書（様式第2号）によるものとする。

2 法第14条の4第1項の日本行政書士会連合会（以下「連合会」という。）への通知は、登録抹消制限通知書（様式第3号）によるものとする。

3 政策法務課長は、第1項の通知をしたときは、書士会にその旨を通知するものとする。

(弁明の機会の付与の通知)

第7条 懲戒処分に係る行政手続法第30条の通知は、弁明機会付与通知書（様式第4号）によるものとする。

2 前条第3項の規定は、前項の弁明の機会を付与する場合において準用する。

(懲戒処分の通知)

第8条 総務部長は、懲戒処分を行うときは、懲戒処分決定書（様式第5号）により、懲戒対象行政書士等に通知するものとする。

2 法第14条の4第2項に規定する都道府県知事による法第14条第2号又は第3号に掲げる処分の手続が結了した旨の連合会への通知は、懲戒処分結果通知書（様式第6号）によるものとする。

3 政策法務課長は、第1項の通知をしたときは、書士会にその旨を通知するものとする。

4 法第14条の5の規定による公告は、鳥取県公報をもって行うものとし、次に掲げる事項を登載するものとする。

（1）処分の根拠となる法令の条項

（2）懲戒処分の内容

（3）懲戒処分を行った年月日

（4）懲戒処分を受けた行政書士の氏名又は行政書士法人の名称

（5）懲戒処分を受けた行政書士の事務所の所在地又は行政書士法人の主たる事務所の所在地若しくは行政書士法人の従たる事務所の所在地

（6）懲戒処分を受けた行政書士又は行政書士法人の登録番号

（7）前各号に掲げるもののほか、政策法務課長が必要と認める事項

5 政策法務課長は、懲戒処分をしたときは、遅滞なく、その旨を報道機関に資料提供するものとする。

(請求者への通知)

第9条 政策法務課長は、懲戒調査の結果講じた措置がある場合は措置結果通知書（様式第7号）により当該措置について、それ以外の場合は調査の概要について、請求者に対して通知するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は総務部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年12月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年3月5日から施行する。

附 則

この改正は、平成22年10月20日より施行し、平成22年4月1日から適用する。

別表（第5条関係）

懲戒処分の事由		懲戒処分
1 裁判所の判決、 決定又は命令が あった場合	罰金	戒告、業務の停止又は業務の禁止若しくは解散
	拘留	戒告又は業務の停止
	科料	戒告
2 1以外の場合	特に重大な懲戒事件のとき。	業務の禁止又は解散
	重大な懲戒事件のとき。	業務の停止
	上記以外のとき。	戒告

注 法第14条の2第2項に係る懲戒処分にあっては、この表に準じた基準によるものとする。